

用語解説

あ行

ADHD（注意欠陥多動性障害）（38 ページ他）

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。多動、衝動性、注意力の問題の3領域を中心症状とする障害。じっとしておらず常に動いている、授業中席に座っておれず立ち歩く、順番を待つことが苦手、集中力がなく注意が持続できない、気が散りやすい、忘れ物や物をなくすことが多い、指示などをすぐ忘れてしまう、などの特徴が見られる。

出典：2001年「自閉症の人たちを支援するということ-TEACCHプログラム新世紀へ-」、朝日新聞厚生文化事業団

NPO（民間非営利組織）（7 ページ他）

Non-Profit Organization の略。通常の株式会社等のような営利目的の企業と異なり、その団体が得た利益を関係者（構成員）に分配しない、社会性の高い事業をする組織。社会的使命（Mission）を利益（Profit）よりも優先させて活動する。

か行

求人開拓員*（25 ページ他）

求職相談者に応じたアドバイスや求人開拓、紹介状の発行等を行い、障害者総合支援センターの就業支援ワーカーと連携しながら、障害者の就労を支援する者。

平成16年度から、新たに全ての地方事務所商工観光課（商工観光建築課）に配置された。

強度行動障害（24 ページ他）

発達障害をもった方の、生来的に持っている資質そのものではなく、不適切な対応や相互関係の中で形成された状態によって、激しい不安や興奮、混乱が生じ、いくつかの行動上の問題が頻繁に日常生活に出現する状態。（自閉症や知的障害などが医学や教育からの概念であるのに対し、強度行動障害は激しい行動障害がもたらす本人の荒廃や家庭の崩壊などの状況に対して、人権を保障する福祉の立場から定義された概念。）

出典：1999年、出版企画委員会編、「障害福祉の基礎養護-知的障害を中心に-」、財団法人日本知的障害者愛護協会

グループホーム（5 ページ他）

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障害者や精神障害者に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設。他に介護保険制度では「認知症高齢者グループホーム」がある。

ケアホーム (14 ページ他)

障害程度区分 2 以上の知的障害者や精神障害者が共同で生活する住居で、グループホームで行われている日常的な生活援助に加えて食事や入浴、排せつなどの介護を行う。

ケアマネジメント (13 ページ他)

援助を必要とする人に対して、地域の様々な社会資源を活用したケアプラン(個別支援計画)を作成し、適切なサービスを行う手法。

構造化 (45 ページ他)

自閉症児者の周囲で何が起きているのか、彼ら一人ひとりの機能に合わせて何をすればいいのかをわかりやすく提示する方法。

一般に自閉症児(者)は、言語による理解よりも視覚による理解が相対的に得意であることから、住宅の内部や教室内での家具等の配置に工夫を凝らして、自閉症児(者)に各場所や場面の意味を視覚的に理解しやすくする物理的構造化や、見とおしを視覚化するスケジュールの視覚化などがある。

心のバリアフリー (18 ページ他)

バリアフリーとは、バリア(障壁)となるものを取り除くという意味。1993 年 3 月に出された「障害者対策に関する新長期計画」の中でバリアフリーについて「4 つの障壁」という考え方が打ち出された。この 4 つの障壁のひとつに、障害者に対する差別や偏見など「意識上の障壁」があるが、こうした心のバリアを取り除くこと。

さ行

自閉症 (24 ページ他)

1943 年にカナー(Kanner, L.)により報告され、脳機能障害が強く推測される発達障害とされている。その診断は、3 歳までに、相互的社交交渉の質的障害、言語と非言語性コミュニケーションの質的障害、活動と興味の範囲の著しい限局性の 3 つの行動的症状がそろうことによりなされる。これらの診断を特徴づける症状は 3 ~ 6 歳頃に最も著明に認められる。

出典：1999 年、出版企画委員会編、「障害福祉の基礎養護-知的障害を中心に-」、財団法人日本知的障害者愛護協会

自閉症・発達障害支援センター (28 ページ他)

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点施設。自閉症児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行い、関係施設との連携強化により、自閉症児者等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。

授産活動活性化支援員* (26ページ他)

障害者の工賃をアップするため、通所授産施設等と企業との業務取引を調整するなどの活動を行う者。平成18年度から県下に4人の授産活動活性化支援員を配置した。

障害者就業支援ワーカー* (25ページ他)

すでに就業している障害者の職場定着支援、就職希望のある障害者の職場実習等を通じた就業支援を専門に担当する者。

障害者生活支援ワーカー* (28ページ他)

障害者の家庭やグループホーム、職場を訪問すること等により、地域生活に必要な支援を専門に担当する者。

ジョブコーチ (25ページ他)

障害者の職場適応と就労訓練のため、職場に出向いて障害者を支援するとともに、事業主・家族に対して必要な助言を行う者。

た行

タイムケア* (30ページ他)

障害児(者)とその家族等が求める短期間で日常的な援助の要望に対し、家族等に代わり一時的に障害児(者)の介護等を行い、地域生活を支援する事業。休息の意味である「レスパイト」ともいう。

デイサービス (13ページ他)

在宅で介護を受けている高齢者等が、デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導などを受けるサービス。介護保険制度では、指定通所介護事業という。

特別支援学校 (10ページ他)

学校教育法等の改正により、盲、聾、養護学校を障害の種別を超えた特別支援学校に一本化した。在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言等を行う。

特別支援教育コーディネーター (41ページ他)

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。そのための学校内又は福祉・医療等の関係機関との連絡調整や保護者に対する学校の窓口としての役割を担う者。

平成16年度から県内全ての小学校に配置され、平成17年度からは中学校にも配置されている。

な行

ノーマライゼーション (1ページ他)

障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが当たり前であるという考え方。

は行

ホームヘルプサービス (13ページ他)

在宅で介護や支援を要する方に対し、その自宅へ資格を有するホームヘルパーが出向いて、食事や排泄等の介護や、家事その他日常生活上の世話をを行うサービス。

や行

ユニットケア (47ページ他)

特別養護老人ホームや介護老人ホームなどで、居室を少人数のグループに分け、そのグループごとに食堂や風呂、談話室などを備えてサービスを提供すること。

ユニバーサルデザイン (53ページ他)

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方。

*は長野県独自の施策